2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,295	3,295	—
(2) 業務未払金	(723)	(723)	(—)

（注）負債に計上されているものは、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(2) 業務未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

1．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	3,294,902,726円
定期預金	△1,300,000,000円
資金期末残高	1,994,902,726円

2．重要な非資金取引

寄附によるもの

機器・物品費　2,198,611円

〔セグメント情報〕

単一セグメントのため記載は省略しております。

地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

平成二十七年十一月六日

地方職員共済組合

理事長　河野　栄

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

第一条　地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

目次中「団体職員審査会（第六十四条）」を「審査会（第六十四条）」に改める。

第二十六条中「、第百四十四条の二第一項並びに附則第二十八条の七第一項及び第二項」を「並びに第百四十四条の二第一項」に改め、同条第九号を削る。

第二十七条第一項中「、任意継続組合員及び特例継続組合員」を「及び任意継続組合員」に改め、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第七項を削る。

第二十八条中「及び特例継続組合員」を削る。

第三十一条第四項中「について障害厚生年金（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「障害共済年金の額（当該障害共済年金」を「障害厚生年金の額（当該障害厚生年金」に、「当該障害共済年金」を「当該障害厚生年金」に、「障害共済年金日額」を「障害厚生年金日額」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「給料の全部又は一部」を「報酬（法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、同項各号を次のように改める。

一　傷病手当金附加金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金附加金の額

二　前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける報酬の額

第三十一条第七項中「給料の全部又は一部」を「報酬」に、「乗じて得た金額」を「報酬の額」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（任意継続掛金の額等）

第三十八条　施行令第四十六条の二第一号に規定する組合の定款で定める割合は、百分の三十とする。

2　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）に係る掛金にあつては、施行令第四十六条の二の規定による標準報酬の月額に千分の百二十・四六を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金にあつては、同条の規定による標準報酬の月額に千分の十三・三〇を乗じて得た額とする。

第四十条第二号中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に、「千三百五十八円」を「六百十七円」に改め、同条に次の一号を加える。

三　退職等年金経理　五百三十円

第四十四条第二項中「給付の決定」の下に「、裁定」を加える。

第三章第七節の節名中「団体職員審査会」を「審査会」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（審査請求）

第六十四条　団体組合員及び団体組合員であつた者は、第三十九条に定める審査会に対し、法第百十七条第一項に規定する審査請求をすることができる。

第六十五条中「二万五百九十三円とする。」を「次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

一　厚生年金保険経理　九千三百六十円

二　退職等年金経理　六千十八円

第六十七条第二項中「給付の決定」の下に「、裁定」を加える。

附則に次の三項を加える。

19　組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業、基礎年金支払事業並びに財形住宅貸付事業のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（以下「経過的長期給付事業」という。）を行う。

20　組合は、経過的長期給付事業を行う間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条	三　退職等年金経理　五百三十円	三　退職等年金経理　五百三十円
		四　経過的長期経理　六十二円
第六十五条	二　退職等年金経理　六千十八円	二　退職等年金経理　六千十八円
		三　経過的長期経理　九百三十六円